平成２９年（フ）第１８５７号
東京都大田区東糀谷２丁目14―21―305
債務者　中島　豪伸
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８６１号
東京都世田谷区深沢６丁目21－４―102
債務者　赤川　　愛
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８６３号
東京都中野区鷺宮６丁目２－２―202
債務者　番場トシ子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８号
東京都三鷹市下連雀７丁目９番８―306号
債務者　兼田　和平
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７７号
栃木県真岡市長田770番地
債務者　西尾シェイラこと　ニシオ　シェイラミドリ
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９２号
栃木県宇都宮市戸祭２丁目６番11号　メゾンフォルトゥーナ202、前住所栃木県那須塩原市鹿野崎188番地７
債務者　鈴木　高志
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２９号
岡山市中区湊341番地９オーシャンⅢ103
債務者　赤嶺　直希
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
岡山県高梁市成羽町成羽2348番地２　３号、旧住所岡山市北区菅野4461番地２
債務者　榊原　幸也
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９号
岡山市南区箕島1053番地１ソレアードＡ103
債務者　島田　太一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１号
静岡県浜松市北区細江町中川7172番地の2343
債務者　村田　早苗
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
静岡県浜松市中区富塚町1195番地の１富塚サンハイツ101
債務者　三輪　菊美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
東京都多摩市乞田1328番地ウィング永山402
債務者　今村　春美
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３３１号
神奈川県藤沢市大鋸924番地の26
債務者　町田　七重（旧姓薬師寺）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８８号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸３丁目６番20号
債務者　望月　　薫
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７７号
横浜市緑区いぶき野55番地７　モナベール101号
債務者　木下　京子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部